

走行の順序について

1. ①往路走行→②周遊走行→③復路走行の順でご走行ください。

①往路走行（1回のみ）

発着エリア内の対象 I C から
周遊エリア内の対象 I C までのご走行

②周遊走行

周遊エリア内の対象 I C が
ご利用期間中乗り降り自由

③復路走行（1回のみ）

周遊エリア内の対象 I C から
発着エリア内の対象 I C までのご走行

九州南部発着エリア

周遊エリア



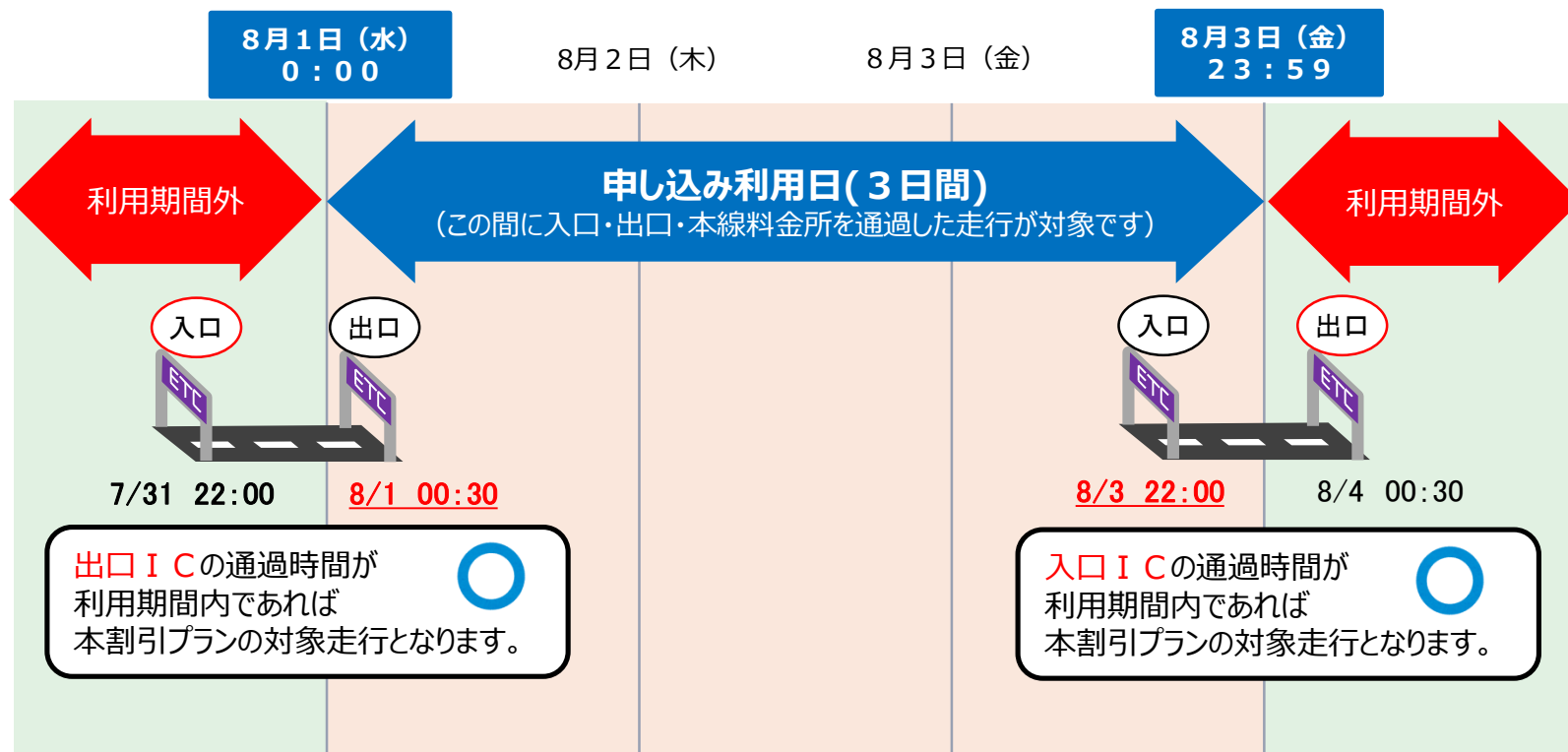
ご走行日時の判定について

2. 各走行の走行日時の判定は、**入口または出口 I C**の料金所を通過した時間で行います。

※本線料金所を通行する場合、本線料金所の通過時間で判定いたします。

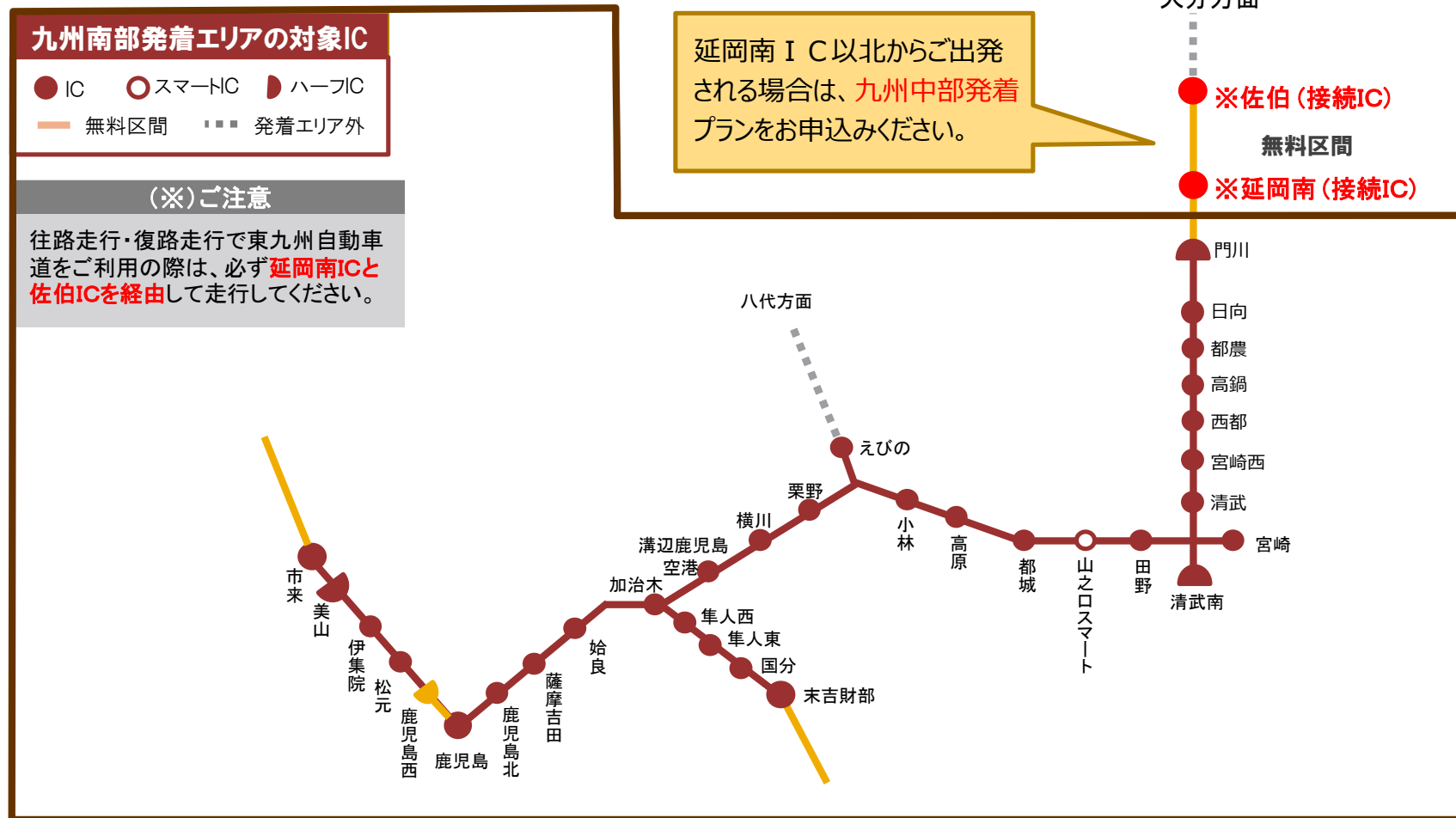
中国道から出雲・松江方面へは「**三次東料金所**」、山陽道から出雲・松江方面へは「**尾道本線料金所**」、
中国道から鳥取方面へは「**佐用本線料金所**」の通過時刻で判定いたします。

(例) 8月1日(水) をご利用開始日として全日3日間プランを利用する場合



走行方法について その1

往路走行は、九州南部発着エリアの対象 I C からお出発ください。



※ 九州南部発着エリアを選ばれた場合は、発着エリアから直接周遊エリアにご走行ください。
九州中部エリア・九州北部エリアの I C で乗り降りされると**本割引プランが適用されません**のでご注意ください。

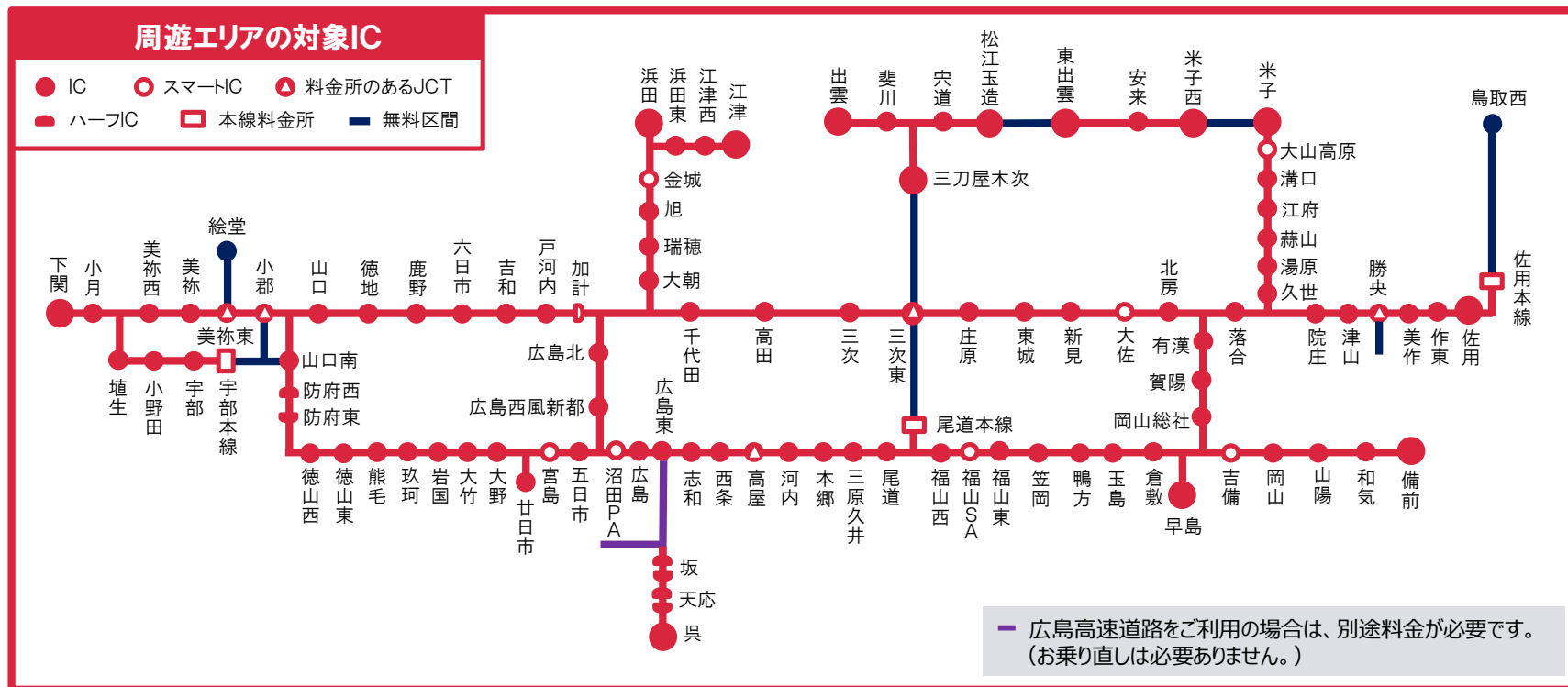
※ 往路走行で東九州自動車道をご利用の際は、必ず**延岡南IC**で流出後、**佐伯IC**から東九州自動車道へご走行ください。

走行方法について その2

往路走行は、周遊エリアの対象 I Cでお降りください。



周遊走行は、周遊エリアの対象 I Cが乗り降り自由となります。



復路走行は、周遊エリアの対象 I Cからご出発ください。

走行方法について その3

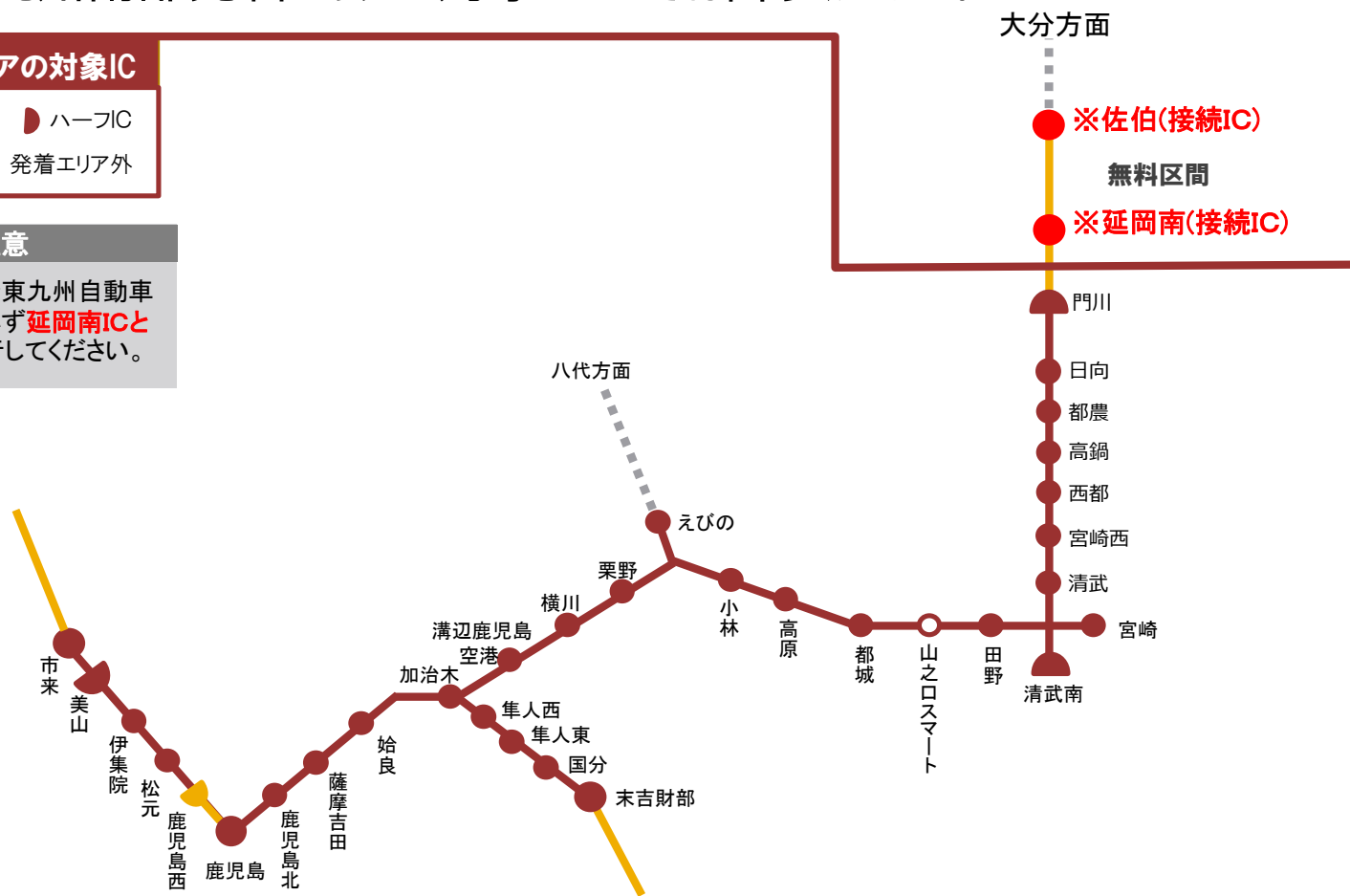
復路走行は、九州南部発着エリアの対象 I Cでお降りください。

九州南部発着エリアの対象IC

● IC ○ スマートIC ▲ ハーフIC
 — 無料区間 ... 発着エリア外

(※)ご注意

往路走行・復路走行で東九州自動車道をご利用の際は、必ず**延岡南IC**と**佐伯IC**を経由して走行してください。



※ 復路走行の途中で九州北部エリア発着 I Cまたは九州中部エリア発着 I Cで下車することはできません。
 必ず九州南部エリアの発着 I Cでお降りください。

※ 復路走行で東九州自動車道をご利用の際は、必ず**佐伯IC**で流出後、**延岡南IC**から再度東九州自動車道へご走行ください。

お問い合わせの多い内容について

Q. 周遊走行・復路走行がない場合でも本割引プランを使えますか？

A. ご利用いただけます。

本割引プランは、往路走行の完了をもって割引適用を判断いたします。

■本割引プランの料金が適用となる走行例

各走行	各走行の有無			
①往路走行	○	○	○	○
②周遊走行	○	—	○	—
③復路走行	○	○	—	—

往路走行が完了していれば、
周遊走行・復路走行がない場合でも
本割引プランの料金が適用となります。

Q. 1日のみ、または2日間でも利用できますか？

A. 本割引プランは1日のみ、2日間でもご利用いただけます。

■休日2日間プランのご利用可能日数

1日のみ	2日間
○	○

■全日3日間プランのご利用可能日数

1日のみ	2日間	3日間
○	○	○

■全日4日間プランのご利用可能日数

1日のみ	2日間	3日間	4日間
○	○	○	○

東九州道を経由する場合のご利用方法（往路走行）

・宮崎 I C から東九州自動車道経由で広島 I C までご利用の場合

本割引プランの適用にならない走行



往路走行は「発着エリア内の I C で高速道路に乗り、周遊エリア内の I C で降りる」ことが条件です。

上図の場合、**別府 I C は発着エリア内の対象 I C ではありませんので、往路走行の条件を満たさず本割引プランの適用となりません。**

本割引プランの適用になる走行



上図の場合、九州南部発着エリアで東九州道を経由する場合の接続 I C となる延岡南 I C と佐伯 I C を経由していますので、往路走行の条件を満たし、本割引プランの適用となります。

周遊エリア外の I C までのご利用方法（周遊走行）

・広島 I C から高松中央 I C までご利用の場合

本割引プランの適用にならない走行



周遊エリア



周遊エリア外

周遊走行は、「周遊エリア内の I C で高速道路に乗り、周遊エリア内の I C で高速道路を降りる」ことが条件です。

上図の場合、高松中央 I C は周遊エリア内の対象 I C ではありませんので、広島 I C ～高松中央 I C の全区間の通行料金が必要です。

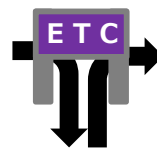
本割引プランの適用になる走行



周遊エリア



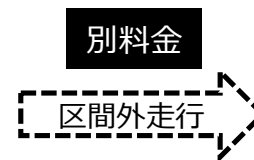
周遊エリア



乗り直し



周遊エリア



周遊エリア外

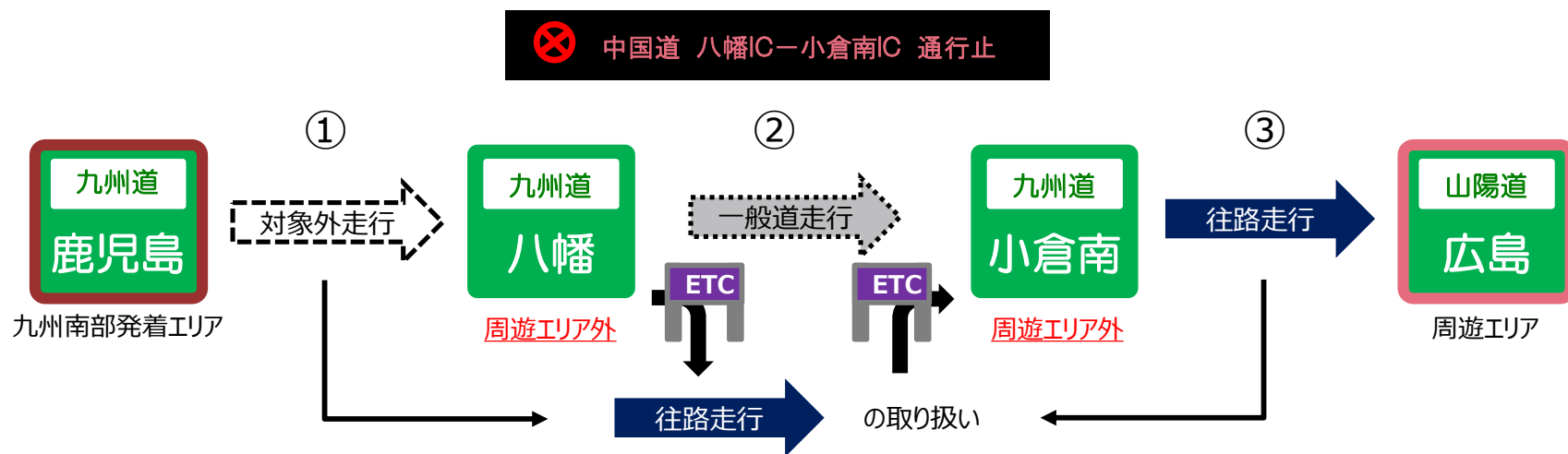
上図の場合、周遊エリア内の早島 I C で一旦乗り直して、周遊エリア外の高松中央 I C まで走行しているため、早島 I C ～高松中央 I C の通行料金を別途お支払いいただくことでご利用いただけます。お帰りの走行の場合も同様に早島 I C での乗り直しが必要です。

通行止め時のご利用方法

往路・復路・周遊の各走行の際に、通行止めに伴い一旦高速道路を流出された場合、通行止め区間を一般道で迂回し、再び高速道路に流入していただくことにより、本割引プランの料金で請求させていただきます。

(迂回時にN E X C O西日本管理以外の道路をご利用の場合、別途その走行にかかる通行料金のお支払いが必要となります。)

- ・(例) 鹿児島ICから広島ICまでの往路走行の途中で、通行止めにより八幡ICで流出した場合



①鹿児島ICから走行いただき、通行止め開始区間の手前となる八幡ICで高速道路を降りてください。

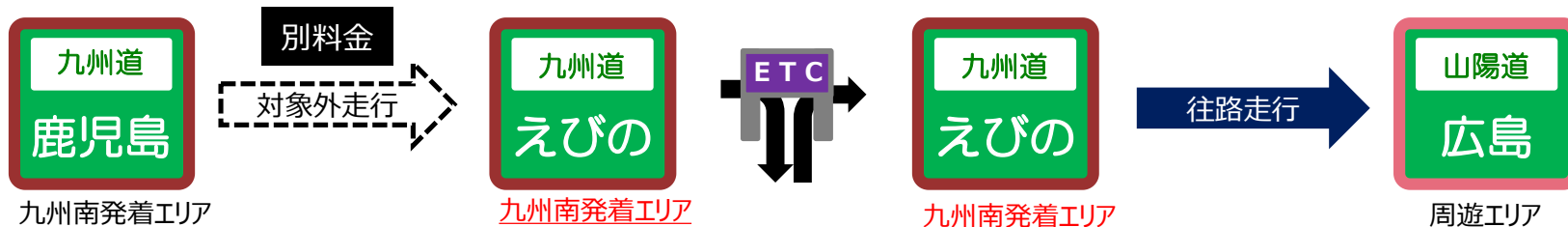
②一般道で通行止め区間を迂回してください。 ※都市高速道路を迂回された場合、その通行料金は別途必要となります。

③小倉南ICで高速道路を乗り直し、広島ICまでご走行ください。

⇒鹿児島IC～広島ICの直通走行とみなして、往路走行の取り扱いとなり、本割引プランの対象となります。

本割引プランの対象外となる走行例（往路走行）

①途中、発着エリア内の I C で流出した場合

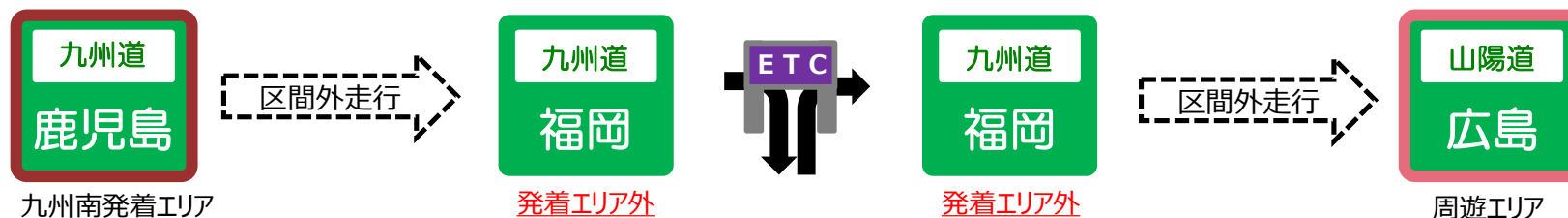


往路走行は「発着エリア内の I C で高速道路に乗り、周遊エリア内の I C で降りる」ことが条件です。
 上図の場合、発着エリア内のえびの I C で一旦、高速道路を降りて再度乗り直しているため、往路走行はえびの I C ～広島 I C となります。

そのため、本割引プランの料金に加えて鹿児島 I C ～えびの I C の通行料金が別途必要です。

※通行止めなどの場合で、当社の指示により一旦、高速道路を降りる場合を除きます。

②発着エリア外の I C で流出した場合



往路走行は「発着エリア内の I C で高速道路に乗り、周遊エリア内の I C で降りる」ことが条件です。
 上図の場合、福岡 I C は九州南部発着エリアの対象 I C ではありませんので、往路走行の条件を満たさず本割引プランが適用されません。

※通行止めなどの場合で、当社の指示により一旦、高速道路を降りる場合を除きます。